

○総務省告示第四百五十一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項の表三の項中「特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件」を「特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件」に改める。